

独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納代行業務受託事業者選定実施要項

平成22年5月20日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納代行業務（以下「収納代行業務」という。）について、業務運営の効率化を図るため、豊富な経験、実績、優れた業務遂行能力及び信頼性を有する民間業者のうち最も適した者を公募・企画競争方式により透明性及び公平性を確保しながら選定し、その者に収納代行業務を委託するために必要な手続き（以下、この手続きを「公募・企画競争」という。）について定めるものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 収納代行業務の委託範囲は、次に掲げる業務とする。

『 口座振替による学納金の収納代行業務及びそれに付随する業務 』

第3条 契約担当役は、収納代行業務委託を行うため、公募・企画競争による収納代行業務受託事業者（以下「受託事業者」という。）の選定を厳正かつ公平に行うことを目的として、独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納代行業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の組織、運営等については別に定める「独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納代行業務受託事業者選定委員会設置要項」（平成22年5月20日制定）によるものとする。

3 選定委員会の設置期間は、受託事業者を選定した後、契約担当役が当該受託事業者と業務委託契約を締結し、受託事業者が委託業務を開始した時点までとする。

(公募・企画競争の参加募集)

第4条 契約担当役は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）のホームページ（<http://www.kosen-k.go.jp/>）及び本部事務局での掲示で閲覧に供する方法により、公募・企画競争に参加する事業者を募集する。

(公募・企画競争の参加資格)

第5条 公募・企画競争に参加しようとする事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しないこと
- (2) 東京都内に本店又は支店、若しくは営業所を有すること
- (3) 平成12年度以降に、単一の委託者から年15万件以上の口座振替による収納代行業務を受託している実績を有すること

ただし、当該受託実績は1回の請求で6万件以上の振替を行う請求が含まれるものであること

- (4) 法人税の未納税額がない事業者であること
- (5) 経営状態が健全であること
- (6) 不正または不誠実な行為がないこと

(公募・企画競争への参加申込)

第6条 事業者選定へ参加を申込み事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、公募・企画競争方式参加申込書（以下「参加申込書」という。）（別紙様式1）を所定の期限までに契約担当役に提出しなければならない。

2 参加申込事業者は、第5条に規定する参加資格を有する証明として次に例示する書類等を参加申込書に添付し、契約担当役に提出しなければならない。

- (1) 会社概要（会社の経歴、本店、支店、営業所の所在が分かるもの）
- (2) 契約書の写し（第5条（3）の要件を満たすことが証明できるもの1件、但し社内規定、契約書上の守秘義務等により契約の相手方を明記することができず、かつ契約書の写しを添付できないときは、明記できない理由、受託開始年月日、継続受託年数、処理件数等を記載することにより、契約書の写しの添付を省略することができる）
- (3) 納税証明書
- (4) 直近の事業年度にかかる財務諸表類
- (5) その他資格要件を満たしていることが証明できる書類

3 参加申込書等の提出場所は、東京都八王子市東浅川町701-2高専機構財務課財務システム係とする。

4 参加申込書等は、公募・企画競争の参加募集に定められた提出期限までに提出しなければならない。

5 参加申込書等の作成は日本語によるものとし、提出は持参又は簡易書留とする。

6 参加申込書等の作成、提出に要する費用は、参加申込事業者の負担とする。

7 参加申込書等の提出は、1参加申込事業者につき1件とする。

8 提出された参加申込書等は、返却しないものとする。

9 提出された参加申込書等は、公募・企画競争実施に必要な範囲内で複製を作成することがある。

10 提出された参加申込書等は、公募・企画競争の公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。この場合において、当該参加申込書等はその写しを作成し、使用することができるものとする。

(資格審査及び審査結果の通知)

第7条 契約担当役は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び実績を証する書類等を基に、参加申込事業者の公募・企画競争参加資格を審査する。

2 契約担当役は、前項の審査の結果、参加申込事業者が公募・企画競争参加資格を有しないと認められる場合は、公募・企画競争方式参加資格審査結果通知書（様式2）の送付

をもって、公募・企画競争への参加資格を認めない旨を通知する。

(参加資格を有しないと認められた参加申込事業者へ開示する事項)

第8条 契約担当役は、参加資格を有しないと認められた参加申込事業者から請求された場合に限り、その者についてのみ参加資格を有しないと認めた項目名を書面で開示する。

- 2 前項の請求は、第4条で定める募集の掲示等において示す期限までに、書面をもって契約担当役に対して行うものとする。
- 3 請求の提出方法はファクシミリとする。

(公募・企画競争実施説明会)

第9条 契約担当役は、資格審査の結果、公募・企画競争への参加資格を有すると認められる事業者(以下「参加事業者」という。)に対し、公募・企画競争実施説明会を実施する。

- 2 契約担当役は、公募・企画競争実施説明会において、参加事業者に対し、この要項(以下「実施要項」という。)及び次に掲げる項目を明記した独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納代行業務受託事業者選定実施説明書(以下「実施説明書」という。)を貸与する。

- (1) 公募・企画競争の名称
- (2) 公募・企画競争の目的
- (3) 業務概要内容及び契約期間に関する事項
- (4) 業務提案書等の作成及び提出に関する事項
- (5) 業務提案書等の審査及び受託事業者の選定に関する事項
- (6) 受託事業者の決定結果の通知に関する事項
- (7) 非選定理由の説明要求等に関する事項
- (8) その他の必要事項

(業務提案書等)

第10条 参加事業者は、実施要項及び実施説明書に従い、次に掲げる項目について、業務提案書及び各資料(以下「業務提案書等」という。)を作成し、契約担当役に提出しなければならない。

- (1) 会社内容に関する事項
 - ア 会社概要
 - イ 経営状況
- (2) 収納代行業務に関する事項
 - ア 危機管理
 - イ 業務実施計画
 - ウ 個人情報保護
 - エ 受託実績
 - オ 業務引継

(3) 見積金額

ア 初期導入経費

- a 口座確認料
- b その他

イ 振替手数料

- a 1件あたり(振替手数料 税別)
- b 1件あたり(振替不能時の振替手数料 税別)

ウ 高専機構口座への振込手数料 (税別)

エ その他必要経費

- a 基本料金
- b その他

(4) その他必要と認める事項

- 2 契約担当役は、公募・企画競争実施説明会において、参加事業者に対し、仕様書等の業務提案書作成に必要な資料等を貸与する。ただし、参加事業者は公募・企画競争終了後、これらの資料等を速やかに契約担当役へ返還しなければならない。
- 3 公募・企画競争に係る貸与資料の返還場所及び各書類の提出場所は、第6条3項に定めた場所とする。
- 4 業務提案書等は、実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
- 5 業務提案書等は、原則としてA4判サイズの書類及び作成は日本語によるものとし、所定の表紙(様式3)、目次及び頁番号を付け、参加事業者の持参により提出しなければならない。なお、フロッピーディスク等電子装置に使用する記憶媒体での提出は認めない。
- 6 業務提案書等の作成、提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- 7 業務提案書等の提出は、1参加事業者につき1件とする。
- 8 提出された業務提案書等は、返却しないものとする。
- 9 提出された業務提案書等は、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- 10 提出された業務提案書等は、審査の公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。この場合において、当該業務提案書等はその写しを作成し、使用することができるものとする。

(質問の受付)

- 第11条 契約担当役は、参加事業者から業務提案書作成等に係る質問を書面のみをもって受付ける。
- 2 業務提案書作成等に係る質問書は、実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
 - 3 業務提案書作成等に係る質問書の提出方法は、ファクシミリとする。
 - 4 契約担当役は、参加事業者から第1項に規定する質問を受付けた場合、実施説明書に定める回答日に参加事業者全員へファクシミリで回答する。

(公募・企画競争の途中辞退)

第12条 参加事業者は、申込から受託事業者の選定までの間において、申出により何時でも公募・企画競争の参加を辞退することができる。

- 2 公募・企画競争辞退の申出は、公募・企画競争方式参加辞退届（以下「参加辞退届」という。）（様式4）を契約担当役あてに提出する方法により行うものとする。
- 3 参加辞退届の提出方法は、ファクシミリとする。

(業務提案書等の審査)

第13条 選定委員会は、参加事業者から提出された業務提案書等を、選定委員会の定める受託事業者を選定するための基準に基づき審査する。

- 2 業務提案書等の審査は、会社内容に関する事項、危機管理、受託体制、受託実績、業務引継、見積金額等について、提案の公募・企画競争の意図との合致、実現可能性、適正な範囲内での効率性、他の方法との比較における優位性等を比較して行う。
- 3 選定委員会は、ヒアリングが必要と認められるときは、その日時、場所、留意事項等について参加事業者にも別途通知し、ヒアリングを実施するものとする。

(受託事業者の選定及び報告)

第14条 選定委員会は、審査を行った業務提案書等のうち、総合評価において最も得点の高い提案を行った参加事業者を受託事業者として選定する。

- 2 前項の総合評価において最も得点の高い参加事業者が2者以上あるときは、当該者の中から次の順位で当該項目の得点の最も高い者を受託事業者として選定する。
 - (1) 危機管理
 - (2) 見積金額
 - (3) 業務実施計画
 - (4) 個人情報保護
 - (5) 受託実績
 - (6) 業務引継
- 3 選定委員会は、公募・企画競争の選定結果を契約担当役に報告する。

(受託事業者の決定及び通知)

第15条 契約担当役は、選定委員会から報告された選定結果に基づき受託事業者を決定する。

- 2 契約担当役は、受託事業者に決定した参加事業者に対し、速やかに受託事業者決定通知書（様式5）により受託事業者に決定された旨を通知する。

(非選定結果の通知)

第16条 契約担当役は、受託事業者に決定されなかった参加事業者に対し、速やかに非選定結果通知書（様式6）により決定されなかった旨を参加事業者にも通知する。

(非選定とされた参加事業者へ開示する事項)

第17条 契約担当役は、非選定とされた参加事業者から請求された場合に限り、その者についてのみ総合評価得点及び順位を書面で開示する。

2 前項の請求は、実施説明書に定める期限までに、書面をもって契約担当役に対して行うものとする。

3 請求の提出方法は、持参又簡易書留とする。

(委託契約)

第18条 契約担当役は、受託事業者に決定した者と収納代行業務委託契約を締結する。

(委託契約期間)

第19条 収納代行業務委託の受託事業者との契約期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(瑕疵がある場合)

第20条 公募・企画競争において、参加事業者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について選定委員会で審議の上、参加事業者の取扱いについて決定を行う。

2 選定委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加事業者に個別にヒアリングを行うことができるものとする。

3 契約担当役は、参加事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、公募・企画競争の公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、受託事業者の決定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

(失格条件)

第21条 参加事業者及び受託事業者と決定した事業者は、次に掲げる事由が生じた場合は、公募・企画競争の参加資格又は受託事業者の決定を取り消す。

(1) 第5条に規定する公募・企画競争の参加資格のいずれかを欠くこととなった場合

(2) 提出書類等の作成に係る不正行為が認められた場合

(次順位者の繰上げ)

第22条 契約担当役は、受託事業者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、公募・企画競争において次順位以下となった参加事業者のうち、評価等が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成22年5月20日から施行する。

(要項の廃止)

- 2 この要項は、受託事業者が委託業務を開始した時点で廃止する。

(抜 粋)

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則
独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号

制 定 平成16年4月 1日

一部改正 平成18年2月28日

(一般競争に参加させることができない者)

第4条 契約担当役は、会計規則第32条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第5条 契約担当役は、次の各号の一に該当する者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。